

令和 8 年 5 月 7 日

第 2 回 大垣市議会臨時会議案

議第46号	大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正について
報第 5号	専決処分の報告並びにその承認について
報第 6号	専決処分の報告並びにその承認について
報第 7号	専決処分の報告並びにその承認について
報第 8号	弾力条項適用の報告について

議第46号

大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正について
大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定するものとする。

令和8年5月7日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する
条例

大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例(昭和59年条例第1号)の
一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項及び前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める行事の開催日等において、法第238条の4第7項の規定による許可を受けて大垣市役所庁舎に付随する駐車場のうち市長が指定するものを使用する場合の使用料の額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

駐車時間	単位	使用料
3時間以内のとき	1台30分ごとにつき	100円
3時間を超え24時間以内のとき	1台1回につき	600円
24時間を超えるときは、24時間を超える部分について、24時間までごとに600円又は30分までごとに100円を加算した額のいずれか低い額を加算する。		

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

報第5号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和8年5月7日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第4号

大垣市税条例の一部改正について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、大垣市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日 専決

大垣市長 石 田 仁

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第12条中「、第65条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第65条の7第1項の申告書、」を削る。

第26条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第64条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第64条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第65条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第65条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第65条の3(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第65条の4から第65条の9までを削る。

第66条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条の2(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第70条の見出し、第71条(見出しを含む。)、第72条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条第2項中「第64条第3項ただし書」を「第64条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の6の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の6の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第5条の6の2第1項」を「附則第5条の6第1項」に改め、同条を附則第5条の6とする。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の6の2第1項」を削る。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改

め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第18項を第15項とし、第19項を第16項とし、同条に次の1項を加える。

17 法附則第15条の11第1項(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別附則第13条の3(見出しを含む。)中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第13条の4(見出しを含む。)中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第13条の5(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第13条の6の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項

に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改め、同条を附則第13条の7とする。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第13条の5の次に次の1条を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

第13条の6 法附則第15条の11第1項(都市計画税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第16条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第18条の2から第18条の6までを削る。

附則第19条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第20条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第21条第3項第2号、第22条第3項第2号及び第23条第3項第2号中「、附則第5条の6第1項及び附則第5条の6の2第1項」を「及び附則第5条の6第1項」に改める。

附則第23条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第25条第5項第2号、第26条第2項第2号及び第27条第2項第2号中「、附則第5条の6第1項及び附則第5条の6の2第1項」を「及び附則第5条の6第1項」に改める。

附則第27条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第27条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第5条の6第1項及び第5条の6の2第1項」を「及び第5条の6第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項及び第3項に定めるものを除き、この条例による改正後の大垣市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術

公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(大垣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 大垣市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

報第6号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和8年5月7日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年度大垣市一般会計補正予算(第1号)

令和8年度大垣市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,295,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月1日 専決

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19. 繰 入 金		3,107,640	15,000	3,122,640
	1. 繰 入 金	3,107,640	15,000	3,122,640
歳 入 合 計		72,280,000	15,000	72,295,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛 生 費		5,082,500	15,000	5,097,500
	2. 清 掃 費	2,824,520	15,000	2,839,520
歳 出 合 計		72,280,000	15,000	72,295,000

令和8年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 基金繰入金	3,062,690	15,000	3,077,690	8. 一般廃棄物 対策基金繰 入金	15,000	累 計 21,000
計	3,107,640	15,000	3,122,640			

2 歳 出

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. リサイクル 推進費	153,870	15,000	168,870	国県支出金 - 地方債 - その他 15,000	-	12. 委託料	15,000	累 計 107,168 指定ごみ袋作成委 託料
計	2,824,520	15,000	2,839,520	国県支出金 - 地方債 - その他 15,000	-			

報第7号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和8年5月7日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第6号

請負契約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和8年4月15日 専決

大垣市長 石 田 仁

(補)竹島団地解体工事

請負契約(令和7年6月17日議決)の契約金額「1億8,623万円」を「1億7,396万5,000円」に変更する。

報第8号

弾力条項適用の報告について

令和7年度大垣市の競輪事業会計において、令和8年3月13日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第4項の規定に基づき、弾力条項を適用したので、次のとおり報告する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は3,400,000千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項適用の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに弾力条項適用後の金額は、「第1表 弾力条項適用」による。

令和8年5月7日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 弾力条項適用

歳 入

(単位：千円)

款	項	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計
1. 競輪事業収入		30,563,300	3,400,000	33,963,300
	1. 競輪事業収入	30,563,300	3,400,000	33,963,300
歳 入	合 計	31,340,000	3,400,000	34,740,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計
1. 競輪事業費		30,902,300	3,400,000	34,302,300
	2. 競輪開催費	29,503,700	3,400,000	32,903,700
歳 出	合 計	31,340,000	3,400,000	34,740,000

令和7年度 大垣市競輪事業会計弾力条項適用事項別明細書

1 歳 入

(款) 1. 競輪事業収入

(項) 1. 競輪事業収入

(単位：千円)

目	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 車券発売収入	30,000,000	3,400,000	33,400,000	1. 車券発売収入	3,400,000	
計	30,563,300	3,400,000	33,963,300			

2 歳 出

(款) 1. 競輪事業費

(項) 2. 競輪開催費

(単位：千円)

目	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計	弾力条項適用額 の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 業 務 費	6,049,500	700,000	6,749,500	事業収入 700,000 繰入金 -	12. 委託料	500,000	累 計 4,843,800 場外競輪車券発売 委託料
					18. 負担金補助及び交付金	200,000	
2. 払 戻 金	22,500,000	2,700,000	25,200,000	事業収入 2,700,000 繰入金 -	22. 償還金利息及び割引料	2,700,000	払戻金
計	29,503,700	3,400,000	32,903,700	事業収入 3,400,000 繰入金 -			